

届出要領

種類	内容	騒音規制法	振動規制法	環境の保全と創造に関する条例(県条例)	添付書類	提出期限
設置	新規	特定施設設置届出書(様式第1)	特定施設設置届出書(様式第1)			設置工事開始の30日前まで
	使用(芦屋市では、市内全域が指定地域)	特定施設使用届出書(様式第2)	特定施設使用届出書(様式第2)	特定施設等設置等届(様式第8号) ※1	1.騒音・振動の防止の方法 2.付近の見取り図 3.建物の配置図・構造図 4.施設の配置図・構造図及び仕様書 (カタログ等) 5.敷地境界線における騒音値(振動値)の予測計算書とその根拠資料 6.作業工程表	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
変更	数等	特定施設の種類の数を変更する場合	特定施設の種類の数変更届出書(様式第3) ※2		特定施設等変更届(様式第9号) ※5	変更に係る工事開始の30日前まで
		特定施設の種類の数及び能力ごとの数を変更する場合 特定施設の使用の方法を変更する場合		特定施設の種類の数・使用方法変更届出書(様式第3) ※3		
	防止方法	騒音又は振動の防止の方法変更届出書(様式第4) ※4	振動の防止の方法変更届出書(様式第4) ※4			
	氏名等	届出を行った者の氏名、住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場・事業場の名称、所在地等の変更があった場合	氏名等変更届出書(様式第6)	氏名等変更届出書(様式第6)		
廃止	特定工場等に設置する特定施設をすべて廃止した場合	特定施設使用全廃届出書(様式第7)	特定施設使用全廃届出書(様式第7)	使用等廃止届(様式第6号)		廃止した日から30日以内
承継	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続・合併等によって、その届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	承継届出書(様式第8)	承継届出書(様式第8)	承継届(様式第7号)		承継があった日から30日以内

備考

- ※1 届出がなされている騒音に係る特定施設等の使用を廃止するとともに当該特定施設等と同じ種類でその能力が同等以下である特定施設等を設置しようとする場合又は当該届出がなされている騒音に係る特定施設等の種類ごとの総数を超えない範囲内で当該種類の特定施設等でその能力が同等以下であるものを新たに設置し、若しくは行おうとする場合は、届出の必要はありません
- ※2 特定施設の種類の数を減少する場合、又はその施設に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません
- ※3 特定施設等の種類及び能力ごとの数を増加しない場合、又は使用時間の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合は、届出の必要はありません
- ※4 防止法の変更により、騒音又は振動が増加しない場合は、届出の必要はありません
- ※5 特定施設の種類の数・構造・配慮並びに使用及び管理の方法の変更であって、その能力の変更を伴わない場合、又は騒音又は振動の増加を伴わない場合は、届出の必要はありません